

諮問庁：防衛大臣

諮問日：平成28年11月15日（平成28年（行情）諮問第678号）

答申日：平成29年11月1日（平成29年度（行情）答申第282号）

事件名：特定地番の土地建物等賃貸借契約書の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「特定地番A，同B，同C及び同D 土地使用契約書一式」（以下，併せて「本件請求文書」という。）の開示請求に対し，特定地番に係る土地建物等賃貸借契約書（以下「本件対象文書」という。）を特定し，その一部を不開示とした決定について，審査請求人が開示すべきとし，諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分については，別表の番号3欄に掲げる部分のうち，1文字目ないし3文字目を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し，平成28年4月22日付け南防総総第3987号により南関東防衛局長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について，その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人は，特定地域に居住していて日ごろからアメリカ軍及び行政から著しく日常生活を阻害されて生活をしている者である。

防衛大臣にも横浜市から毎年陳述書を提出している。未だに解決されていない。前回も同じような所在地地番及び地籍も開示している。また，法務局には氏名，住所及び地籍等開示できる。

そのため隣接地である特定地番A，同B，同C及び同D（以下「特定地番4筆」という。）は，長年アメリカ軍に提供され借料が支払われている。私達と著しく処遇及び待遇が違い，これを解消する為の参考資料として本件対象文書がほしい。私達が開示してほしいのは，契約内容，契約開始日，理由，所在地地番及び地籍である。所有者の名前や住所等など個人情報はいらない。

審査申立人の話も聞いてもらいたい。

どうか，切実の問題なので開示をよろしくお願いしたい。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

本件開示請求は，処分庁に対し，本件請求文書の開示を求めるものであ

り、これに該当する行政文書として、本件対象文書を特定し、法9条1項の規定に基づき、原処分を行った。

2 本件対象文書について

- (1) 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約6条、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定（以下「地位協定」という。）2条1項及び同24条2項に基づき、我が国に駐留するアメリカ合衆国軍隊（以下「駐留軍」という。）に土地等を提供することは、日本国政府に課せられた義務であるため、駐留軍の施設・区域内に所在する民有地及び公有地については、防衛省が土地所有者と賃貸借契約等を締結し、正当な使用権原を得た上で、駐留軍へ提供している。
- (2) 本件対象文書は、駐留軍の施設・区域としての用に供するため、南関東防衛局が土地所有者と土地を賃借する目的を持って取り交わした賃貸借契約（以下「本件賃貸借契約」という。）の契約書である。
- (3) 本件賃貸借契約は、一般的な商取引とは異なり、代替性のない土地を駐留軍の施設・区域として供するため、継続して賃借していることから、契約相手方との信頼関係が特に重要であり、この契約相手方との信頼関係が崩れれば、現在締結している賃貸借契約の更新に至らず、契約解除等になるおそれがあり、ひいては施設の安定的使用に支障を及ぼす可能性がある。
- (4) なお、防衛省においては、駐留軍及び自衛隊の用に供する土地等の用地取得（賃貸借又は買収）業務全般について、土地所有者との契約内容は公にしていない。これは、契約内容については、土地所有者にとって通常秘匿しておきたい情報であることから、土地所有者との間で構築された信頼関係を維持し賃貸借契約に係る事務を円滑かつ適切に進めて行くためには、極めて慎重に取り扱うべき情報であるからである。

3 原処分の妥当性について

本件対象文書については、本件が特定地番4筆の土地を指定して開示請求がなされたことから、処分庁は、特定地番4筆に係る賃貸借契約書を特定したものである。本件対象文書には、所有者住所及び氏名等が記載されており、個人に関する情報が含まれている。

そこで、処分庁が不開示とした部分についての法5条1号該当性等について検討する。

(1) 契約番号について

本件対象文書における契約番号は、契約者個人別に付した番号ではなく、契約単位毎に付した番号であり、この番号を持って特定の個人を識別することはできず、また他の情報と照合することにより特定の個人を

識別することもできないため、法5条1号に該当せず、開示することが妥当であるとする。

(2) 所有者住所及び氏名について

本件対象文書における所有者住所及び氏名については、当該土地の真正な所有者の住所及び氏名が記載されており、これは通常、登記簿に記録されている土地所有者の情報と一致すると考えられるが、登記情報のうち権利部（所有権に関する事項）の記載については、土地所有者等が任意で登記する事項であることから、必ずしも登記情報に真正な所有者住所及び氏名が記録されているとはいえない。

したがって、本件対象文書における当該情報は公の情報ということができず、法5条1号に規定する特定の個人を識別する情報に該当することから不開示を維持すべきであるとする。

(3) 地番、地目、面積、登記年月日及び登記番号について

本件開示請求は、特定地番4筆の土地所有者と処分庁との間に契約があることを前提とする請求であるが、特定地番4筆の周辺地域については、駐留軍に提供されている土地がどこであるのか外観上明確ではなく、どの地番の土地について処分庁との間に契約関係があるのか一般に公にされておらず、仮に当該情報を明らかにして本件対象文書を開示した場合、特定地番にかかる契約の事実が明らかとなる。

特定地番の土地所有者が誰であるかについては、登記簿に記録されている情報と概ね一致することから、特定地番の契約の存否に関する情報は、法5条1号の個人に関する情報であって、特定の個人を識別出来るものであり、又、真正な所有者が登記簿に記録されていない等の理由により特定の個人を識別することができないとしても、当該契約が行われている土地であることを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものに該当することから、当該情報は法5条1号に該当し、不開示を維持すべきであるとする。

(4) その他の情報について

契約面積、月額金、年額金、期間相当額については、個別の契約における通常公にされる前提のない情報であり、公にすることによりその所得等が明らかとなり、個人の権利利益を害するおそれがあることから、法5条1号に該当する情報である。

さらに、本件賃貸借契約の契約金額については、個別の交渉において決定されるものであることから、当該部分を公にすることにより、今後の賃貸借契約業務の借料交渉に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、賃貸借契約に係る事務に関し、国の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれがあると認められるので、法5条6号口にも該当するものである。

また、賃貸人の住所、氏名及び印影については、契約を締結している個人を識別できる情報であることから、法5条1号に該当するため不開示を維持すべきである。

4 審査申立人の主張について

審査申立人は、「開示していただきたいのは、契約内容、契約開始日、理由・・・(略)・・・所在地地番、地籍です。所有者の名前や住所等など個人情報には必要ありません。」と主張し、原処分を取消しを求めている。

審査申立人が開示を主張する情報のうち、契約内容に関するものについては上記3(4)のとおり法5条1号に規定する公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであり、法令等の規定により公にされることが予定されている情報にもあたらないことから、同号ただし書きにも該当せず、さらに、契約の性質から国の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれがあると認められるので法5条6号口にも該当するものである。

また、審査申立人が開示を主張する情報のうち、所在地地番に関するものについては、上記3(3)のとおり法5条1号の個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるもの又はなお個人の権利利益を害するおそれがあるものであり、同号ただし書に該当する事情も存しない。

5 結論

以上のことから、諮問庁としては、処分庁が不開示とした部分のうち、契約番号については開示することが妥当であるが、それ以外の部分については、法5条1号及び6号口に該当することから不開示を維持すべきである。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|---------------|---------------|
| ① 平成28年11月15日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 同年12月12日 | 審議 |
| ④ 平成29年9月8日 | 本件対象文書の見分及び審議 |
| ⑤ 同年10月30日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件請求文書は、特定地番4筆に係る土地所有者と国との間において締結された賃貸借契約書である。

処分庁は、原処分において、特定地番に係る土地建物等賃貸借契約書(本件対象文書)を特定した上で、その一部が法5条1号に該当するとして不開示とした。

審査請求人は、本件対象文書の不開示部分のうち土地所有者(賃貸人)

の名前及び住所等個人情報（別表の番号1，4及び8欄に掲げる部分）を除く部分（別表の番号2，3及び5ないし7欄に掲げる部分）について開示を求めており，諮問庁は，本件対象文書の一部が法5条1号に該当するとして不開示とした原処分について，別表の番号2欄に掲げる箇所を開示しているものの，その余の部分（別表の番号3及び5ないし7欄に掲げる部分。以下「本件不開示部分」という。）については，同条6号口の不開示理由を追加した上で原処分を妥当であるとしていることから，以下，本件対象文書の見分結果に基づき，本件不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 不開示情報該当性について

（1）駐留軍提供地の境界線の明確性及び公表状況について

ア 諮問庁は，理由説明書（上記第3）において，特定地番4筆には，地位協定等に基づき，駐留軍の施設・区域としての用に供している土地が含まれているが，特定地番4筆を含むその周辺地域において，駐留軍に提供されている土地がどこであるのか外観上明確ではなく，どの地番の土地について処分庁との間に契約関係があるのか一般に公にされていない旨説明していることから，当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ，諮問庁は以下のとおり説明する。

（ア）駐留軍提供地が所在する地方自治体のウェブサイトにおいて，駐留軍提供地の所在地，面積，現況及び地図等が掲載されているが，提供地区内の地番の一覧は公表されていない。

（イ）駐留軍提供地区域内土地の登記簿において，当該地番の土地が駐留軍提供地であり，当該土地所有者と処分庁の間に賃貸借契約が締結されていることが分かる記載はない。

イ 当審査会において，上記ウェブサイト及び特定地番4筆を含む区域を管轄する法務局から交付を受けた登記事項証明書等を確認したところ，その内容は，上記ア（ア）及び（イ）の諮問庁の説明のとおりであり，いずれの地番が駐留軍に提供されているか一般に公にされていないと認められる。

（2）本件不開示部分の法5条各号該当性について

以上を前提として，以下，検討する。

ア 法5条1号該当性について

（ア）別表の番号3，5及び6欄に掲げる不開示部分には，本件賃貸借契約の対象となる土地の地番，地目，面積及び登記番号等の情報が記載されている。

a 当該部分のうち，「所在地」欄の1文字目ないし3文字目を除く部分は，これを公にすると，この情報を元に登記事項証明書を取得するか，別途取得した登記事項証明書の情報と照合すること

により、本件賃貸借契約の対象となる土地の所有者として登記されている個人を特定することが可能であることから、法5条1号本文前段の個人に関する情報である。

また、上記(1)のとおり、特定地番4筆を含むその周辺地域については、駐留軍に提供されている土地がどこであるのか外観上明確ではなく、どの地番の土地について処分庁との間に契約関係があるのか一般に公にされていないことから、当該部分(「所在地」欄の1文字目ないし3文字目を除く。)は、法5条1号ただし書イないしハに該当する事情も認められない。

さらに、当該部分(「所在地」欄の1文字目ないし3文字目を除く。)は、個人識別部分に該当すると認められることから、法6条2項による部分開示の余地はなく、法5条1号に該当し、不開示とすることが妥当である。

- b しかしながら、当該部分のうち、「所在地」欄の1文字目ないし3文字目には、駐留軍提供地が所在する地方自治体名が記載されているところ、これを公にしても、他の情報と照合することにより本件賃貸借契約の対象となる土地の所有者として登記されている個人を特定することはできず、個人の権利利益を害するおそれはないと認められ、法6条2項の部分開示が可能であるから、法5条1号に該当せず、開示すべきである。

イ 法5条6号該当性について

別表の番号7欄に掲げる不開示部分には、本件賃貸借契約の契約情報が記載されている。

当該部分は、これを公にすることにより、今後の国の駐留軍提供地の賃貸借契約業務全般に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、賃貸借契約に係る事務に関し、国の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれがあると認められるので、法5条6号口に該当し、同条1号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条1号に該当するとして不開示とした決定については、審査請求人が開示すべきとし、諮問庁が同条1号及び6号口に該当するとしてなお不開示とすべきとしている部分のうち、別表の番号3欄に掲げる部分の1文字目ないし3文字目の不開示部分を除く部分は、同条1号及び6号口に該当すると認められるの

で、不開示としたことは妥当であるが、別表の番号 3 欄に掲げる部分の 1 文字目ないし 3 文字目の不開示部分は、同条 1 号に該当しないと認められるので、開示すべきである。

(第 2 部会)

委員 白井玲子, 委員 池田綾子, 委員 中川丈久

(別表)

番号	不開示とした部分		不開示とした理由
1	1, 6 及び 7 頁	賃貸人の印影	法 5 条 1 号
2	1 頁	契約番号	
3		所在地	
4		所有者住所及び氏名	
5		地番, 地目, 面積	
6		登記年月日及び登記番号	
7	3 頁	契約面積, 月額金, 年額金, 期間相当額	法 5 条 1 号 及び 6 号 口
8	6 頁	賃貸人住所及び氏名	法 5 条 1 号